

---

# 本制度で活用できる カーボン・クレジットについて（案）

---

令和 4 年 9 月 12 日

事務局

## 本資料の位置づけ

- 前回（第3回）は、カーボン・クレジットと証書の性格の違いを踏まえて、SHK制度におけるグリーン電力証書及びグリーン熱証書の扱いについて議論いただいた。議論の結果、調整後排出量においてグリーン電力証書（グリーン熱証書）により控除できるCO<sub>2</sub>排出量について、他人から供給された電気（熱）の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を上限とする事務局案に対して承認をいただいた。
- 今回は、SHK制度で活用できるカーボン・クレジットの要件について、議論いただく。

## 検討の背景

- 京都議定書下での我が国の排出削減目標（2008年～2012年の排出量を1990年比で6%削減）の達成※1に向けて、日本企業による京都メカニズムクレジット（京メカクレジット）※2の取得を促進する観点から、SHK制度の2009年度（H21年度）排出量より「調整後排出量」を導入し、事業者が取得し国の管理口座に移転した京メカクレジットは、当該事業者の調整後排出量の算定に活用できることとした。あわせて、国内での排出削減・吸収対策への資金還流を促進する観点から、日本政府が主体となって「オフセット・クレジット（J-VER）制度」及び「国内クレジット制度」を創設し、事業者が調達したJ-VERクレジット及び国内クレジットについても、当該事業者の調整後排出量の算定に活用できることとした。
- その後、海外のクレジットについては、京メカクレジットに代わって、2015年度（H27年度）排出量からは二国間クレジット制度（JCM）クレジットを調整後排出量の算定に活用できることとしている。また、国内のクレジットについては、J-VERクレジット及び国内クレジットに加えて、2013年度（H25年度）排出量からはJ-クレジットを調整後排出量の算定に活用できることとしている。
- 上記のとおりこれまでSHK制度で活用できるカーボン・クレジットを定めてきたが、活用できるカーボン・クレジットの要件は必ずしも明確にしてこなかった。他方、近年のカーボン・クレジットに対する関心の高まりや国内外での様々なカーボン・クレジットの登場を背景に、SHK制度で活用できるカーボン・クレジットの要件を明確にする必要性が増大していることから、今般、その要件について議論することとする。

※1 我が国の2008年～2012年の合計排出量が、我が国の2008年～2012年の算定割当量（＝初期割当量＋吸収量±その他の京メカクレジット取得・移転量）以下になれば目標達成とされた。

※2 京メカクレジットは下記4種類。4種類全てが調整後排出量に活用できるとされた。

- ・初期割当量（AAU）
- ・吸収量（RMU）
- ・先進国同士の共同実施（JI）により発行されるクレジット（ERU）
- ・先進国・途上国間のクリーン開発メカニズム（CDM）により発行されるクレジット（CER、t-CER、I-CER）

## 【参考】 現行のSHK制度で活用できるカーボン・クレジット等

- 現行のSHK制度で活用できるとしているカーボン・クレジット等は、以下のとおり。

### 【国内認証排出削減量】

- ・ J-クレジット クレジット
- ・ J-VERクレジット クレジット
- ・ 国内クレジット クレジット
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 証書

※前回（第3回）の議論を踏まえ、今後は、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量により控除できる量として、他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量（グリーン熱証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の場合は、他人から供給された熱の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量）を上限とする方針。

### 【海外認証排出削減量】

- ・ JCMクレジット クレジット

### 【非化石電源二酸化炭素削減相当量】

- ・ “非化石証書（kWh）×全国平均係数（tCO<sub>2</sub>/kWh）×補正率”で計算した量 証書

※非化石電源二酸化炭素削減相当量により控除できる量は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量が上限。

## SHK制度で活用できるカーボン・クレジットの要件（案）

- そもそもSHK制度で京メカクレジット（＝海外のカーボン・クレジット）を活用できることとしたのは、京都議定書の目標達成（＝我が国の削減目標達成）のためであったことを踏まえ、現時点では、**SHK制度で活用できる海外のカーボン・クレジットの要件は、現在の我が国の排出削減目標である「NDC（国が決定する貢献）」の達成に活用可能であること、としてはどうか。**なお、ここで言う“NDCの達成に活用可能”については、JCMも位置付けられるパリ協定6条（市場メカニズム）の実施ルールに関するCOP26（2021年11月開催）での国際合意を踏まえ、2021年以降の排出削減・吸収の取組に由来する国際的なカーボン・クレジットであることを含意する。
- 国内のカーボン・クレジットについても、NDC達成の観点から踏まえつつ、SHK制度が法律に基づく義務的な報告制度である以上、活用できるカーボン・クレジットは信頼性が確実に担保されたものである必要があることから、現時点では、**SHK制度で活用できる国内のカーボン・クレジットの要件は、日本政府が運営していて、我が国のインベントリに計上される排出量の削減又は吸収量の増大に資する取組に由来するカーボン・クレジット、としてはどうか。**
- なお、SHK制度で活用できないカーボン・クレジットの取得・活用状況については、任意報告が可能である。

# 【参考】パリ協定6条の実施ルールに関するCOP26での決定

## 6条2項 協力的アプローチ 共通ガイダンス

- 緩和成果（削減量）の移転を伴う協力的アプローチ（JCM等の二国間制度、6条4項メカニズムを含む）の共通ガイダンス
- **国際的に移転される緩和成果（ITMOs）の定義**（NDC、それ以外の用途への活用）
- 参加要件
- **二重計上を防止するルール（相当調整）**
- 6条報告・審査・記録システム等の規定

## ITMOs（国際的に移転される緩和成果）の定義

実在し、 検証され、 追加的	国際移転さ れる 排出削減量、 吸収量	二酸化炭素換算 (tCO <sub>2</sub> eq)、 またはその他の単 位	NDC達成 に使用	2021年以降の 緩和成果	以下の目的のため の使用が承認され た緩和成果 • CORSIA等の国際 緩和目的 • その他の目的	以下の目的のため の使用が承認され た6条4項メカニ ズムの下での排 出削減 • NDC • CORSIA等 • その他の目的
----------------------	------------------------------	--	--------------	------------------	---	--

## 相当調整の例

